

一九七七年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 || 杜会通信社

発行人 || 滝野 忠

お、金額 東京都渋谷区本町六丁目二八の二コ一ボ幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649

振替 100-100-19-58432 労金 東京労金本店 No.1154163

購読料 || 月額 600円

6カ月前納制

あらわすかく、用紙へ聯合署名の形で記入する。あるいは、複数の個人が同一の用紙へ

## くもぐじく

### ■卷頭言■

国労は「霸氣」をもて!

2

「社労センタ」十年を軸に

3

「歩踏み込もう」大震災・改憲下の兵庫の労働運動(上)

4

労資関係は労働者生活の不安で緊迫化

5

二〇〇〇年春闘の攻防

6

◇キュー・バ外相の国連総会での演説から

7

キーバは世界に訴える

8

アメリカの「対キュー・バ戦争」に抗して(下)

介護する者が「される」者より高いあべこべ認定

9

生活がないコンピュータ判定

10

三割しか判定はあたつていない

11

土肥徳秀氏「コンピュータ判定は全国一律不公平」講演要旨

12

◇読む、詠む、積ん読◇

13

『経営学』小倉昌男著

14

読者からのおたより

15

おおきい字で書かれた連絡用田員の名前

16

# 旬刊社会通信

NO.760

1000年2月1日号

(毎月1日・11日・22日三回発行)

# 労は「霸氣」をもて！

国鉄闘争は二月一六日で一四年目に入る。過去十三年はまさに「我慢と忍耐」の時だつた。国鉄闘争勝利への「追い風」が吹いてきた。

まず情勢である。今日の国鉄闘争の原因となつた国鉄分割民営化は、国労が他の労働組合から分断されたなかでおこなわれ、多くの組合は「たたかえは損をする」と白旗を掲げた。だれもが、バブルの恩恵をこうむれると、無意識のうちに考え、国労に連帯する崇高な任務を放りなげてしまつたのである。国労および国労闘争団・家族は職場・地域の労働組合員の支援をバネに、粘りぬいた。その辛苦のほどは第三者のわれわれにはわからない。地労委、中労委の歴史的な「勝利命令」が彼らを励まし、こんにちにいたつたであろうことは想像にあまりある。

はじめて闘争団を訪ねた仲間は、一様に国鉄闘争の「強さ」に感激する。そして、労働運動が「いかにあらねばならないか」を考えさせられる。ある自治労組合員は、「組合活動と仕事は表裏一体」とこれまで考えていた意識を「根底から搖すぶられる驚きと感動に連続して遭遇した」と、その「ショック」をこう語つている。

まず、十三年間にわたつて闘い続けている稚内・音威子府の闘争団員たちは、ごく普通の人達であつたということ……。

大分では赤峰オルグを通じて国鉄闘争を見てきた私は「この人だから（特別な人）やれるんだろうな」と考へてきた。ところが、北海道ではごくごく普通の人たちとその家族が闘い続けているのである。

次に驚いたことは、音威子府闘争団の生活資金の配分についてである。彼らは、木工・羊羹・味噌製造の事業体と土木作業などのアルバイトによつて収入を得ている。

それをブルとして、各家庭の実情（配偶者の収入や子どもの状況）に応じて配分しているのである。したがつて、三〇〇万円稼ぐが五万円しか配分を受けない人がいる。試行錯誤を繰り返しながら、それを十三年間続けてきたのである。よほどしつかりした信頼関係がない限り考えられないことである。

さらに、明るく生き生きと「闘いと自分の生き様」について、一人ひとりが自分の口調で語るのである。ここまでくるのにどれほどの激論を交わしたのか？みんなで議論を重ね、一人ひとりが納得したうえで、地に足の着いた闘いをしていなければできないことだと思つ。

何よりも驚いたことは、闘争団の家族の存在である。家族全員が闘争団員と同じ水準で行動しているのである。それこそ全員があるのである。もちろん話のうまい下手はあるけれど、それぞれの思いがきつちりと伝わつてくるのである。「ひるがえつて、私の家族が私の活動についてどこまで語れるだろうかと考えると「うーん？」と考え込まざるを得ない。多くの活動家諸氏も同様ではなかろうか？」

いざれにしても、自分の生活を賭して闘う人たちと直に接したことは、私にとつて極めて大きな経験である。今、大野センターでは、現地へ組合幹部の派遣や逆に彼らを講師として招くことなどについて議論している。彼らと接することで私は大きな勇気を与えられ、未来への希望を見いだすことができるに違いないと確信しているからである。

この交流記を見て、私も国鉄闘争の「原点」をあらためて考えさせられた。国鉄改革法は、金融再生・産業再生法に継承され、商法改正の「会社分割」法制化で一つの区切りがつけられようとしている。國労組合員と家族を襲つた「死より強い不安と恐怖」が、六千万労働者に襲い来つてゐることだ。國労の経験を働く者に伝え、そして国鉄闘争の伝統を日本労働運動の中心に据える情勢が到来していることである。

第二に ILO 勘告である。世界のもつとも権威ある労働機関が、JR の不当労働行為を断罪した。さきの WTO（世界貿易機関）の決議機関であるシアトルでの閣僚会議は「労働のあり方」等、先進国と発展途上国の利害をめぐってパンクした。労働問題について ILO が実質決議機関として位置づけられる情勢が、グローバリズムと規制緩和の矛盾の中で到來したということである。国労はこうした情勢にも敏感でなければならぬ。

労働法学界の権威である中山和久（早大名誉教授）は、一月一九日におこなわれた「ILO 勘告署名とアピールの成功を期す集会」で、「日本政府が三月の ILO 最終勘告で巻き返そと、どのように龐大な弁明書を出そと、ILO はそれに動かされる可能性は絶対にない」、「ILO が関心を持っているのは、団結権が侵害されたという事実のみ」、「日本政府はいろいろ弁明しているが、JR 不採用の理由は何かについて一言も弁明しない。そこが一番の問題」と指摘した。国際世論も国労支援の方向となつたのだ。

問われるのは国労本隊の「闘争心」である。国労本部から歯切れのいい主張が聞こえてこない。支援・連帯する仲間の一番の心配がここにある。情勢は歴史的転換点にある。労働運動とて同じだ。ユニオン連合は春闘の要求根拠、要求基準で大混乱し、組合員の支持を失っている。このような時こそ国労は「存在感」を發揮すべきである。

「存在感」を發揮する条件は十分すぎるほどにある。第一に情勢、第二に歴史的に前例ない職場活動家の厚い層、第三に十三年の闘争で豊かなオルグ経験を積んだ闘争団の仲間たち、第四に彼らを支える家族の連帯、そして国労・国労闘争団・家族を「われらの仲間」とする国労闘争に連帯する何万、何十万の仲間たちである。

（編集部）

## 「社労センターア」十年を軸に

—「一步踏み込もう」大震災・改憲下の兵庫の労働運動（上）—

「たいへん」な時代 大競争時代、国境をこえた産業、そして企業再編成の中で労働者状態の悪化が急速に進んでいる。失業者、そして不安定雇用・低賃金労働者の増大である。また多国籍化した巨大資本を支えるための支配体制の再編成も、名文改憲を見すえた国家改造として進んでいる。「小さな政府、強い国家」の台頭である。周辺事態法、盗聴法、中央省庁改革法など国家主義の公然化とともに、福祉国家論的施策が放棄され、自治体再編成を伴つた福祉切り捨て税（消費税）・保険料引き上げなど国民生活破壊も進行している。

労働者・市民の反撃がないわけではない。だがこの巨大資本を軸とする攻撃に対抗する反撃は残念ながら混迷し、停滞しているといわざるを得ない。その原因は、一つは反資本主義としての「社会主義」の思想と理論の動搖であり、今一つは闘いの基軸である労働者の組織と運動の崩壊である。労働組合の混迷である。

私たちの運動の現状は、既存の労働組合運動が崩壊している中で、資本主義の矛盾の激化に対して、団体も個人もそれぞれの持ち場で奮戦しているということである。表現をかえれば、激動する情勢の中で浮かび上つてくる個別課題に対して、それぞれが自ら置かれた立場、問題意識でもつて、せいいっぱいにたち向かっている状況といえる。

それはそれで仕方のない現実であり、また具体的な闘いは個別課題から始めるしかないが、巨大資本の攻撃に真にたち向かうには個別闘争の連携、あるいは集中する段階に来て

いる。否、発想をかえ、新たにし、目的意識性をもつて、労働運動・大衆運動を担うための組織づくりを展開する（公然化）する段階に来ているのではないだろうか。

現在の多国籍化した巨大資本の攻撃は、彼ら自身の言葉を借りれば、明治維新、戦後改革に次ぐ「第三の変革」期であり、戦後憲法体制の見直しという全面的なものである。それこそ個別の課題は無数に浮上するのであり、現存の労働組合運動ではたちうちできない、また経験主義では対抗できない資本主義の矛盾のあらわれ方に大きな質的変化がある。だから一方ではマルクス主義の復権をはじめとする社会主義論の再構築が始まっているし、私たちも積極的にこの理論闘争にかかわりながら、全国をみすえ兵庫的な労働者運動・大衆運動を担える組織づくりに踏み込む必要がある。

兵庫では、これまでの経験をふまえ、「労働運動センター構想」が具体化しようとしている。私たちは、この動きを支え、大きく前進させていく必要がある。そのためには、兵庫の闘いをふりかえり、私たちの到達点、弱点を明らかにすることは重要だと思われる。私が深くかかわってきた兵庫社会労働運動センター（以下、社労センターと略す）の十年を軸にふりかえってみたい。

**1、社労センターの発足＝国鉄闘争支援（一九八九年）**　社労センターは、八〇年代臨調行革、労働戦線の右翼的再編成（総評解体）をめぐる攻防の中で育まれ、連合の発足とともに結成された。闘いの基軸は、八六年から本格化した国鉄闘争支援の取り組みであった。しかし社労センターの発足に当たっては、いくつかの論点があつた。「労研センター」との関係、団体加盟か個人加盟かという組織構成の問題、「連合にいかない、いけない」労働組合の受け皿としての「県共闘」との関係などである。それは「総評運動の継承発展」なのか、「社会党・総評ブロックの継承発展」なのか（当時社会党は存在していた）、あるいは新たなナショナルセンターの模索なのか、そういうつた路線問題を持っていた。また一方では、現実に連合が発足すると、既存の労働組合の関係で運動体にするのか、研究交流団体にとどめるのかも大きな課題となつたのである。

そして「社会労働運動センター」の名称が示すように、たしかに労働運動に限らず、市民運動・住民運動が意識されたが、どちらかといえば旧社会党が担つてきた国民運動、地域運動が社会運動として位置づけられ、社会党・総評ブロックの運動を継承・発展させる個人加盟の組織として出発したのである。時あたかも、全国に先駆けて社会党・総評ブロック内の左右激突という兵庫的特殊性が露わになつた時もある。そこからすると、社労センターは、社会党・総評ブロックの運動を守る「左派」結集の形をとり、「岡崎」選挙を経て、護憲社会党から新社会党への道筋の土台となつた。

**2、激動にもまれながら＝「兵庫の孤立」（一九九四年）**　ベルリンの壁崩壊からソ連邦解体、湾岸戦争など文字どおり世界が揺れ動き、発足後の社労センターは、三つの課題をとりあげながら活動を続けてきた。

- ① 国労一〇四七人解雇、恵泉寮全員解雇、郵政労働者に対する弾圧・処分など争議に 対する支援・交流、大企業労働者交流会もこの中で生まれた。
- ② 湾岸戦争→北朝鮮パッティング、自衛隊の海外派遣（PKO協力法）に反対する闘い、憲法・兵庫会議の発足。
- ③ 社会党の左・右攻防と二度の「岡崎」選挙。

この間の特徴は、課題が国際化したことであり、攻撃が全面的で階級的に熾烈になつたことである。政治色が強くなつたところにも、その特徴が現れている。

また、連合の発足と同時に、労働組合運動の質的転換が急速に始まつた。官僚的な運営が強まり、傘下労働組合及び活動家の規制、自主規制の傾向の中で、自主性・創意性はつぶれていた。連合が正式に発足した以上、その綱領・路線、運営が強制力を持つのは当然であり、「連合に参加して連合を変える」とした労働組合、活動家も、その流れに組み込まれるか、影響力を低下させてきた。結果、大多数の労働組合は、PKO、年金、消費税、そして小選挙区制など大衆行動を不グレクトし、社会党つぶしの最右翼となつたのである。資本と一線を画す構えの後退とともに、賃金、合理化など自らの課題に対する戦闘力もそう失し、社会的影響力を低下させるのは時間の問題だつたといえる。

しかし、社労センターの活動が順調に進んだわけではなく、弱点もまた明らかになつた。その弱点は、當時よく使われた言葉でいえば、「金太郎飴」が象徴的である。

個人加盟組織で、常に事務局と会員の一対一の関係にとどまり、労働組合の機関（決定一動員）依存に慣れ切つてゐる中では、会員自らが、職場、地域で運動をつくる（組織する）、あるいは地域ごと、職場ごとに連絡をとり合う、この当り前のことだが実は一番困難な仕事だつたのである。地域ごとの会員集会を試みたこともあつたが継続しなかつた。地域や労働組合の違いによる「温度差」や指示・指令まちということが、露になつた。

とりわけ、連合の発足と同時に顕著になつたのが「わが組合」のお家の事情、しがらみであり、社会党の左右対立とともに、その傾向は強まつた。とくに、各級議員（組織内候補）を抱えている労働組合の規制、自主規制は異常でもあり、労働組合運動の保守化、右翼化に拍車をかけることになつた。政党と労働組合の未分化、その関係—その整理がないままに、労働者の団結、連帯、すなわち統一闘争に大きな障害となつてゐる。

社労センターは運動体として位置づけられたが、以上のような主体的、客観的な状況の中、合意しやすい課題別に共闘組織、運動体をつくることになった。その組織、運動の周辺部は、結集する部隊、個人の若干の違いはあつたが、参加、結集は固定化し、「金太郎飴」だつたのである。運動結集といいながら、私たち自身が闘いを作り出す（組織する）というものではなくて、社会党・総評ブロック内の左派的・良心的不満分子の結集の段階であった。

しかし、当時の状況としてはやむを得なかつたし、ベルリンの壁崩壊からソ連邦解体の過程とその結果は、労働運動のバックボーンである反資本主義としての社会主義の思想・理論の混迷として現れ、個々の活動家の自信喪失、とりわけ仲間に呼びかける運動（原則）が消極化したのである。また、右翼的労戦再編成の次は、政党再編成だといわれた通り、連合発足（総評解体）後、社会党の路線転換、そして瓦解はあまりにも急速であつた。結局、大衆運動における全国司令部の崩壊は、全国統一闘争を大きく後退させ、「兵庫の孤立」となつたのである。

そうみてみると、この時期、情勢にふりまわされながらも、噴出する矛盾の中で浮かび上る個別課題にくらいつきながら、アレもコレもよく頑張り抜いたのである。その原動力は、それこそ社会党・総評ブロックの財産であり、国鉄闘争を基軸とする一九八〇年代の兵庫的な運動の蓄積と、その上にたつた二度にわたる「岡崎」勝利であつたろう。

### 3、大震災の直撃Ⅱ問われる運動のあり方（一九九五年） 一九九五年一月一七日、大地

震が神戸市など兵庫県南部を襲つた。阪神・淡路大震災である。連絡体制をはじめ、組織がズタズタにされた。残念ながら、社労センターは、この年争議団交流を実施し、被災地リストラについて県、神戸市に申し入れを行つた行動にとどまり、事実上、組織的な活動は停止した。

じつは、社労センターは既述のとおり、社会党・総評ブロックの事実上良心派結集の役割を担つていたのであり、「岡崎」選挙をはじめ、社会党内左右攻防で左派が排除された結果、「護憲社会党」が旗揚げされる（一九九四年）と社労センターの任務の大半は事実上護憲社会党へ「移行・解消」されたのである。それは機関紙「たたかう仲間」の休刊で明らかである。本来、この時点で社労センターは、大衆運動センター、あるいは労働者運動センターとして脱皮する機会であつたが、その決意と用意は熟していなかつた。活動を継続するには、ヒト（体制）、カネ（資金）が問題であるが、たち上つたばかりの護憲社会党をどう成長、確立させるかに力を注がざるを得なかつたのである。

だから率直にいって、大震災、そして、それが露わにした諸矛盾にたち向かう体制は、社労センターも、護憲社会党も、もともと弱かつたといわざるをえない。第一に、護憲社会党も、社労センターも兵庫独自の組織であり、一人で大事件をのり切るには時間が必要であるし（結局この年の自治体選、参院選敗北そしてそれは九六年小選挙区の下での「岡崎」敗北へ）、第二に、大震災にたち向かう前に内部体制の再建が必要となつた。「非常事態」の中、活動家も、自分を守るのにせいいっぱいであつたし、仲間に公務員関係が多く復旧優先にかり出されたのである。その後、活動は「内向き」の傾向を強めた。

いずれにしても、戦後五〇年、憲法五〇年という歴史の節目（一九九五年）を迎え、憲法・兵庫会議を含め、どう兵庫の運動をたて直すか問われていた矢先に大震災に襲われたのである。

次の点は蛇足になるかも知れないが、今後の運動・組織づくりを考える上で重要な紹介しておく。変な表現だが、護憲社会党発足当時に話題となつた「専門店と百貨店」ということである。連合発足以来大衆運動、国民運動が大幅に後退した。その中でいわゆる市民運動グループとの連携が強まつた。環境、原発、食品、基地など生活にかかわる個別課題、地域課題、それに対応した形でグループをつくり、「専門的に」運動を担つている運動体である。一般的に無党派といわれ、政党嫌い、組織嫌いの傾向が強く、私たちはどちらかといえば付き合いを避けてきた面（避けられてきた面）がある。

私たちは政党および労働者の闘いは本来「百貨店」だという自負（思い上り）もあつたのである。初めに組織ありきという発想にたつ私たちからすると彼らは細かな規約・規制はなく、呼びかけはあっても動員はない。ゆるやかな組織形態をもつてゐる。しかし、その発想法、とりくみは、新鮮で学ぶべき点は多い。私たちの中にも、じつは様々な専門家がいるのであるが、それを活かしきつていない。また、運動は自分一人からでも始めることができるという考え方が弱く、全体、組織の合意の上にしか闘いも運動もありえないという発想が浸み込んでいる。

それこそ総評・地区労など百貨店がつぶれている時、私たちの運動のあり方もまた問われたのである。今日、様々なグループ、運動体も結集軸を求めている。ネットワーク

である。基本的に社会を変える力は、「百貨店」を必要としているし、それは何よりも資本と対抗する労働者の組織である。しかしほネットワークと「百貨店」をどう考えるのか、改憲阻止戦線の組み上げに当つて、実践的なものとして総括されておく必要がある。

**4、大震災が突きつけたもの＝労働組合の「姿」（～一九九九年現在）** 大震災は私たちを直撃した。闘いは困難をきわめたが兵庫での闘いが終つたのではない。憲法・兵庫会議、憲法懇談会は、ある意味で社労センターの役割を演じながら、様々な取り組みを展開してきた。「震災」闘争ともいえる諸活動とともに一定の憲法集会、沖縄闘争連帯、神戸空港建設の是非を問う住民投票条例制定運動等々である。

また被災労働者ユニオン、被災地メーデー、被災者支援法制定運動など労働者・市民の連携をはじめ、新しい運動も芽ぶいてきた。そして宍粟のダイオキシン問題、播磨空港建設問題、篠山市誕生にいたる多紀郡四町合併問題など県下的広がりも生まれてきた。すべてとはいわないまでも、運動、組織がつぶれた中では、自らが工夫して作り出す以外になかつたのである。

ところで労働組合は、大震災そしてその復旧、復興の過程でどんな役割を果してきたのであろうか。何を学び、生かそうとしているのであろうか。

大震災は一言でいって、社労センターが継承、発展させるとしてきた社会党・総評ブロックの財産、その財産とは何か、そのものを問い合わせてきたといえる。そして大震災は、世界的大競争が本格化し、バブルがはじけ構造改革という大合理化時代の幕開けの時でもあった。企業間だけでなく、都市間競争が激化する中で復旧・復興があった、いや復旧、復興が都市間競争に利用されたのである。神戸空港建設推進、神戸東部副都心（大企業－神鋼、住友、ゴムの跡地）などをみれば明らかである。中小経営の淘汰、大企業の再編成の中での解雇・失業の増大、孤独死に象徴される貧困というには余りにもむごい福祉の現実等々、しかし、その中に労働組合の姿はあつたろうか。

企業、会社あつての職場反合理化闘争、二重・三重の搾取構造の上に成り立つている企業別労働組合、「小中、未組織労働者、中間層、労働貴族」という労働者間の格差と保守性、それが社会全体を支配している現実（企業社会）、自治体闘争と地域労働運動……私たちの労働運動とは何であったのか、継承すべき社会党・総評ブロックの財産とは、それこそ大震災は私たちに自己批判を迫つたのである。これは少女暴行事件以来、大きく盛り上がつた沖縄に連帶する取り組みについても同様である。私たちは口先では反戦・平和を語り、護憲といつてきたが、本当に生活に根づき、生きた運動だつただろうか。戦後五〇年、憲法五〇年もまた問い合わせられたのである。

本来、団結・連帯が労働者の命綱であるのに、それがバラバラにされている現実があり、それを教えてくれた大震災の下で私たちは貴重な体験を組み上げているのである。そして、それは村山政権後を受けた自民党政権復活、橋本六大改革以来、より全国化し、熾烈化した攻撃の下で闘われているのである。現在の憲法にクーデターを起こす国会や大競争の下での失業の増大、全面的な福祉切り捨て、じつにわかりやすい情勢になつてている。しかし労働組合は生き残りのため、ますます企業内に閉じ込もり、強いものにつこうという傾向を増している。

どうしても労働組合運動を再生しなければならない、作りかえなければならない。名文

改憲が日程にのぼらうとしている時、改憲阻止戦線の中核たる労働者の組織づくりは急務なのである。

（兵庫社会労働運動センター事務局長 松枝 住宏・つづく）

## 労資関係は労働者生活の不安増大で緊迫化

### —一〇〇〇年春闘の攻防—

**日本労働運動の転換点** 労資は一〇〇〇年春闘で、前例のない深く、大きく、鋭い矛盾に直面している。グローバリズム、構造転換という「妖怪」が労資関係を直撃しているのである。第二次大戦後、日本労働運動の転換点は四つ。第一は総評結成（一九五〇年）、第二は三池闘争（一九六〇年）、第三は生産性基準原理の提唱（一九七四年）、第四はユニオン連合結成（一九八九年）である。

総評労働運動は①労資の関係は「非和解的」とする階級闘争を基本的考え方とし、②労働者階級「解放」をめざす労働運動を推進、③運動課題として春闘、職場闘争、反戦・平和・権利闘争にとりくんだ。

総評「自壊」の背後には①日経連、日本生産性本部、社会経済国民会議が一体となつた第二組合づくりと政労資の協議体である「産業労働懇話会」、②第二組合養成を可能にしたお伽噺のような高度成長、③その高度成長の過程でつくられた「日本の労資慣行」（年功序列賃金制度、終身雇用制度、企業内福利厚生を核とする企業内組合）による労働者支配があつた。ユニオン連合結成はその集約点である。

**整合性賃金論の破綻** 総評の弱体化に歩調を合わせ、日本労働運動のシンボルであつた春闘は形骸化。それとともに鉄鋼労連やNTT労組は、「春闘見直し」論を展開した。一九七〇年代後半のことである。日本独占資本は「春闘見直し」＝「総評解体」の動きに合わせ、レーガン、サッチャーにならつて、たたかう労働組合運動つぶしに総力をあげた。労働戦線再編論と国鉄、電々、専売の民営化攻撃である。独占の意図は中曾根第二臨調下で、国鉄「分割民営化」、総評解体、社会党解党で達成された。

「春闘見直し」が完成するかにみえた一九九〇年代後半、事態は一挙に転換した。生産性基準原理にもとづいてつくられた賃金要求方式「過年度物価上昇率十過年度経済成長率十定期昇給」という整合性賃金論が全面的に崩壊した。この傾向は九〇年代すでに顕著であった。労働組合の力である「職場」を総結集したストライキは皆無となり、「労資関係の安定」だけが、連合・日経連から呼ばれるようになつた。それとともに労組の存在感は地に落ちた。一九九九年春闘は一挙に連合と日建連のパートナーぶりを破綻させたのだ。

それはそうだろう、物価上昇率はマイナス〇・三%、経済成長率はマイナス一・八%だったのだから、要求はマイナス二・一%となる。たたかう前から負けてしまつた。この背景には日本経済の構造転換、さらに金融恐慌に端を発した深刻な不況があつた。労資ともにこの「ショック」からまだ立ち直っていない。ひきづりながらの一〇〇〇年春闘である。

**「春闘見直し」論も動搖** 一〇〇〇年春闘の特徴を労働者生活に焦点を合わせて、いえば、従来の「春闘見直し」論が全面的に破綻し、だらしなかつた労働組合といえど、春闘「再生」に言及さざるをえなくなつていていることだ。この危機感は「合理化に協力すれば労働者生活を守れる」と職場組合員に犠牲を強要したJC（金属労協）、旧同盟系組合にいちじるしい。ウソを生活が暴露したのだ。しかも、現代では組合員の約半数は学卒者で、マス

コミ、インターネット、メールで得る情報量は、電子機器の知識にうとい組合幹部の比ではない。しかし、彼ら若い組合員の致命的弱点は、情報にふり回され、事態を真剣にコトの本質に逆上つて考え、整理し、対処する教育・訓練と習慣がないことだ。その限りで刹那（せつな）的でものごとを深く考えず、政府の誘導策に乗せられる。

春闘でこれ以上に深刻なのは、「春闘見直し」論を唱えた、右翼労働組合が「困った」と頭をかかえているのに、連合を「総評の歴史的伝統にもとづき強化する」、「階級的労働運動を連合にもちこむ」とナダレ込んだ旧総評主流組合が「頭まっ白」の状態にあり、若者以上にモノを考える能力をなくしていることだ。

全国を旅し、「春闘でどんな論議が各級大会でおこなわれてるの」と聞いても、返つてくるのは「なーんにも」との言葉ばかり。まさに「漂流」である。なんでもいい、「行動提起」することだ。あまりにもだらしない労働組合の現状を憂え、旧い世代の労務担当重役などは「労働側は、いつでも一発回答を受け入れて春闘相場を形成するやり方はやめるべき。今までのやり方を踏襲しただけでは、回答結果は得られない。どうしても不満足な場合は経営側に、何らかの対抗手段を示し、前進をはかれ。手段はストに限らない。集会やデモでよい。こういったこともやらず要求だけしても経営側が譲歩しないのは当たり前」と、労働組合に発破をかける。

今の労働組合にとって必要なのは、まさにこの基礎訓練ではないか。あと四～五年で、労資ともにストライキで激しく争った人びとはすべて姿を消す。「白ムク」（花嫁の衣装）の状態に入る。それをどのような色に染めあげるのか、労働運動の新たな事態の到来である。

前号の組合員意識状況、さらに第七五七号のアメリカ労働運動の報告は、現代日本の労働運動が政府・資本の甘いささやき、国の大審議会への誘惑で、組合幹部が「貴族」と化し、現場労働者から遠く離れた存在になつていていることを示す。「現場に足を運べ」、「来ない幹部はやめていただく」ともつと声を大にしていいのではないか。高い組合費を払っている労働組合員にとって、ソレは当然の権利である。

「労資関係の崩壊」を恐怖 資本、「経営」側も容易じやない。総評をつぶし連合をつくった「日本の労資慣行」が徒然草の巻頭言のように、「泡沫（うたかた）」のように消え去つたからだ。これは、「通信」でくり返し強調、述べてきたことだ。

すさまじい首切りで、「日本の労資慣行」はくずれ去つた。「会社人間」は家庭での犠牲、何のために会社につくしてきたのと、「ぐぐく一部の重役コース以外の人びとは、会社に「三下り半」（離縁状）をつけつける状況がめずらしくなくなつた。ソレに輪をかけているのが、昨年の『経済白書』、『国民生活白書』での「首切りのすすめ」と裏腹の。「首切らることは人生の第二の楽しみ」という「選職の時代」とのキヤッチフレーズだ。

トヨタ自動車は「乾いたタオルをまたしぶる」労務管理で世界に名をはせた。そのトヨタ会長が日経連会長に就任。彼は、いつぺんに首切るな、不斷に首切れ、それが経営者の倫理と「労働者への愛」を強調する。その背後に、「日本の労資慣行崩壊」→「労資の安定帶崩壊」への恐怖がみえる。ソレは、日経連「回状」にも明らかだ。「回状」は「事業再構築への取り組みは、今後、日本経済・社会の構造改革を進める上でさらに広がることは不可避であり、今後、雇用情勢が一段と悪化することが懸念される」と、失業増、日本

的労資慣行の崩壊が「社会の安定帶としての労資関係」につながることを恐れている。

「一、経営のリストラを進めるに当たっては、まず、モノやカネの面で最大限の努力を行ひ、また雇用調整についても、残業の削減や新規採用の抑制による自然減などの対策を労使の話し合いを尽くした上で実施していくなど、雇用の維持・安定には最大限の努力がはらわれなければならない。」

二、万やむなく雇用削減に至る場合には、その規模を最小限にとどめるよう努めるとともに、関連企業、地域経済等への影響などにも十分配慮すべきである。

三、従業員にも、企業の再活性化への取り組みにおけるコスト削減の重要性を十分に理解し、人件費をはじめとする費用の低減について、一層理解を深めてもらうことが必要である。

四、日本の労使関係の基本をなしてきた、各企業の労使間における十分な話し合いが何にも増して重要である。適時適切な情報の開示をベースに労使間で真摯な話し合いを行うとともに、やむを得ず退職者がいる場合にも行政・労使団体等の協力を得て再就職の斡旋などを進めることが肝要である。」

二〇〇〇年春闘にかんしてとりわけ重要なのは第三項だ。「雇用のためには賃下げをはかれ」と指令しているからである。(本誌第七五九号「日経連総会に見る『人間主義』参考)

**過渡期に入つた賃上げ要求** 春闘はこうして新たな段階に入った。労働組合と日経連は、相反する利害のためにまつこうからぶつかり合う時代に入ったのである。二〇〇〇年春闘の火薬弾が切られた今、彼我はどのような方針を掲げているのか。

連合は、春闘は「社会的所得分配メカニズム」の機能を果たしてきた。したがつて、春闘をなくすことはできないと、二〇〇〇年春闘を「雇用・生活における危機突破と生活防衛のための取り組む」と同時に、日本経済をデフレ循環から脱出させ、自律的回復の展望を切り開く取り組み」と位置づけ、「賃上げ、時短、政策・制度、雇用とワーカール」を四本柱としてたたかうとする。

注目の賃上げ要求については「産業・企業の実情を考慮しつつ、勤労者の生活維持・向上ならびに賃金格差是正のため、定昇もしくは定昇相当分を確保した上で、マクロ経済回復のための内需拡大、実収入減と家計負担増となつてゐる勤労者の生活の安定・回復などの視点に立つた賃上げ要求とする」と、三〇歳・三五歳ポイントとする個別賃金要求方式に全面的に移行し、平均賃金要求を全面的に放棄した。

JCOは個別賃金要求方式にする根拠を「平均的賃金方式にくらべて労務構成の変化による影響を受けず、他産業・他企業との賃金水準比較が容易である」からという。JCOでとりわけ注目されることは、経済整合性賃金論が破綻したことから、純粹なパイの理論(支払い能力論)である「付加価値生産性」論を提唱していることだ。その理由について――

「バブル崩壊以降、マクロ的の要求根拠(経済整合性賃金論)だけでは、ベアを獲得することは困難となつた。最近の交渉において、経営側がマイナス成長と物価の沈静化を前面に出して賃上げの余地がないことを強調、労使の主張が隔たりをもつたまま、交渉終盤を迎えているという経過になつてゐることからも、これは明らかです」と述べている。

全労連は結成いらいビクトリーマップ(大企業の内部留保額)を明らかにし、三万五〇

〇〇円以上の大幅賃上げの根拠としてきた。しかし全労連は今春闘から平均要求方式はとらず、「誰でも・どこでも月額一万五〇〇〇円以上」を「全労働者の賃金底上げをめざす」観点から要求目標としたのが特徴である。

全労連は政党支持では「自由論」をとり、共産党と連携している。しかしその内容は共産党の集票組織化しており、「対話と共同」の推進を主要な活動に位置づけているのが大きな特徴である。

**身近なところから行動を** これらはいずれも新たな摸索の始まりである。労働組合は平均要求方式から個別要求方式へ、さらには最低賃金重視へと大きく舵を切った。この方向転換は今の方針ではウマクいくとは思えない。春闘に象徴される日本労働運動は賃上げ、失業問題を中心に、ヨリ原則的な方向に向かわざるをえなくなるのは必至である。

その時間われるのが原則である。しかし今、過去四世紀の労働運動の停滞の中で原則がぬけおちてしまっている。賃金とは何か。賃金はどうして決まるのか。さらには労働組合の「統一と団結」の基礎とは何かについて、さまざまな教育、学習、宣伝活動が必要である。また、たとえ中央からの行動の指示がなくとも職場、地域レベルから要求や不満の意思表示のための集会やデモ、さらにはゼッケンやハチ巻き、腕章、チラシ配布の行動が求められるのではないか。

## ◇キューバ外相の国連総会での演説から ◇ キ ュ ー バ は 世 界 に 訴 え る — アメリカの「対キューバ戦争」に抗して（下） —

**「ジェノサイド政策」への非難** 全米世界保健協会（AAWH）は、医療保健分野における一九九七年の経済封鎖の結果についての調査後、封鎖は「国連憲章を初めとする人権を規定する最も基本的な国際憲章と規約、米州機構憲章、戦時における文民の待遇について規定するジュネーブ条約の条項に違反しているように思われる。[...] ジュネーブ条約は米国も含め、一六五か国が加盟しており、戦時の民間人向けのすべての医薬品・機器と食料の自由通過を要求している。米国とキューバは戦争をしていない。事実、両政府はハバナとワシントンに外交代表部さえ置いている。しかしながら、AAWHは、禁輸諸規制が食料と薬品に対する平和時のキューバ国民のアクセスへの意図的な妨害を意味するものだと裁定した」と結論付けています。

同報告書で、AAWHは「キューバに敵対する米国の経済封鎖は、数多くの普通のキューバ市民の健康と栄養を劇的なほどに悪化させた。[...] 米国の経済封鎖は、キューバに苦しみを与える死さえも引き起こす原因となつた」という信条を表明しています。

七年間連続して、国連総会は一貫してキューバに敵対して米国が課している経済封鎖終結の必要性についての決議を採択してきています。このジェノサイド政策への世界の非難は年々、目を見張るほどに大きくなっています。

一九九二年から一九九八年まで、このキューバ決議は賛成票を五九、八八、一〇一、一一七、一三七、一四三、そして一五七票受けてきています。米国の獲得票は三、四、二、三、三、三、そして自國を含め二票です。

**国連での「法的決議」** この国連決議に関連して、米国が示してきた絶対的不面目を考慮し、キューバ国民は国連総会で繰り広げられる闘争とは別に、このジェノサイド行為に責任ある人々に相応する制裁を要求するために、自らが権利を有する法的手続きを訴えることを決定しました。

一九四八年一二月九日、国連総会は「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約）」を採択し、一九四八年一二月一日にはアメリカ合衆国政府により、一九四九年一二月二八日にはキューバ共和国によつて署名されました。条約は一九五一年一月に効力発生をし、それ以後一二四か国が署名、批准しています。当条約第二条は次のようになっています。「この条約におい

（編集部）

て集団殺害とは、国民的、民族的、人種的または宗教的な集団の全部または一部を集団それ自体として破壊する意図をもつて行われる次のいずれかの行為をいう。」と記しています。

第二条はさっそく、これらの行為の中に、(c) 節に「全部または一部の身体的破壊をもたらすよう意図された生活条件を故意に集団に課すこと」を含めています。

### (a) 集団殺害

### (d) 集団殺害の未遂

「(e) 集団殺害の共犯」。その事は第四条に明確に記しています。

「集団殺害または第二条に掲げる他のいずれかの行為を犯す者は、憲法上の責任ある統括者であるか、公務員であるかまたは私人であるかを問わず、処罰される。」

「戦時における文民の保護に関するジュネーブ条約」はアメリカ合衆国政府とキューバ政府によって、一九四九年八月一二日に署名され、批准されました。条約は一九五〇年一〇月二二日発効し、現在全体で一八八カ国が締約国になっています。第二三条は「各締約国は、他の締約国（敵国である場合を含む）の文民のみにあてられた医療品及び病院用品ならびに宗教上の行事に必要な物品からなるすべての送付品の自由通過を許可しなければならない。各締約国は、また一五才未満の児童、妊産婦にあてられた不可欠の食料品、被服および栄養剤からなるすべての送付品の自由通過を許可しなければならない。」と記しています。

条約の追加議定書は第五四条で、とくに精確に、また断固として「文民たる住民の生存に不可欠なものの保護」を明記しています。

「一、戦闘の方法として、文民を飢餓させることは、禁止する。

二、文民たる住民、または敵対する紛争当事国に対し、食料、食料生産のための農業地域、作物、家畜、飲料水の施設および供給設備ならびに灌漑設備のような文民たる住民の生存に不可欠なものを作り、生命の維持手段としての価値を否定するという特別の目的のために攻撃し、破壊し、移動させまたは役に立てなくすることは、文民を餓死させるためであるか、文民を退去させるためであるか、その他の動機によるものであるかを問わず、禁止する。」

一九四八年条約の第六条は、全く疑う余地なく、「集団殺害または第二条に掲げる他のいずれかの行為について罪に問われている者は、その行為が行われた領域の国の権限ある裁判所により、裁判を受ける」と記しています。

第三条(e) 節は同様の正確さをもつて、集団殺害の共犯者は処罰されると明記しています。

### キューバの「宣言」

結論として、キューバ共和国人民権力会議は九月一三日、以下のことを宣言しました。

一、キューバに敵対してかけられた米国政府の経済封鎖は、一九四八年二月九日に国連総会で採択された「集団殺害犯罪の防止および処罰に関する条約（ジュノサイド条約）」に提起された定義に従うと、集団殺害—ジエノサイド—という国際犯罪であり、

二、現論争ならびに上記の宣言に基づいて、こうした行為について処罰を要求する権利をキューバはもつていると声明し、

三、キューバ国民に敵対して過去四〇年間にわたってきた深刻かつ組織的で、現在も継続中の集団殺害の結果、また、国際的な基準、原則、協定、法により、キューバの法廷は、有罪人の出頭如何にかかわらず、その有罪人を裁判をし、処罰する権利をもち、

四、集団殺害およびその他の戦争犯罪行為はいかなる出訴期限法にも従属する事なく、

五、有罪人はたとえ終身刑をもつても処罰を受け、

六、犯罪の責任は侵略国家に、引き起こした人的および経済的損失への物的補償を提供することを免れさせるものではなく、

七、国際社会に対して、最も初步的な原則である正義、生きる権利、平和、すべての諸国民の自由を守るこの闘いへの支持を呼び掛ける。

今日この議場には、第五回国連総会のキューバ代表団の団員として、三人のキューバの青年たちが大学生、中高等学校生徒、こどもと少年少女たちを代表して参加しています。

三人は、米国政府に対し、数千人の人々が被った損失と身体的損傷への賠償と補償を求めて当該法廷に提訴した社会組織を代表しています。これらの組織は、また上記記載の宣言提案について、人民権力会議に法的発議権も行使しました。

またそのほかに三人、有名な人物が同席しています。医学界からの国会議員です。この三人は人民権力会議で、キューバに敵対してかけた米経済封鎖の医療面で現れた莫大な損害について証言しました。さらにあと三人、キリスト教界からの代議員が来ていました。この人々は深い倫理的、宗教

的、人間的信念によって、有罪人の裁判と処罰を要求するキューバ国会が行つた宣言を支持しています。

ここ米国でこれらの人々はどんな質問にも答え、報道陣、研究機関、非政府組織、国會議員、さらには米国下院委員会とも会談する用意をしてきてます。わたしたちはただ、あれこれの非難をするだけではなく、議論し、わたしたちの主張を裏付ける事実を提示することにも準備がでけています。

（富山 栄子訳）

## 介護する者が「される」者より高いあべこべ認定

### —生活がないコンピュータ判定—

介護サービスの提供開始は四月、二ヵ月後に迫りました。申請件数（厚生省集計）は昨年十二月末で百四十八万五千八百七人。厚生省推計の半数を超えて五四・八%です。

ここで問題になっているのが一次判定の変更率と不可解な判定。医師の意見書や訪問調査での「特記事項」、厚生省が示す六〇の「状態像」などを基本に、一次判定の一九・七%が二次判定（最終判定）の「認定審査会」で変更されていることです。うち一五・三%は介護の必要度が実際より低い判定だったとして、高めに変更された事例。七段階あるなかで三段階も上がった事例が九四件。二段階上昇も一二二五二件でした。介護されてる妻より、その妻を介護している夫の方が介護度が高いというあべこべ認定には驚かされました。

こうしたことは、一次判定のコンピューターに生活実態、介護過程がデータとして入っていないことが最大の問題。コンピュータソフトそのものの欠陥と考えられます。

今年一月一六日、昨年の十一月三日につづき全国老人問題研究会主催の公開研究会で、調査項目づくりにかかわった土肥徳秀氏は「コンピュータ判定は『全国一律不公平』」と題し講演を行いました。土肥氏は「世界初・精緻で科学的・公平で客観的」と裸の王様たちは宣伝してきましたが、調べてみると、医療的・看護的評価項目の欠落、介護手順が不明確、手順の類型化の未実施、中間評価項目の情報量不足等があり、樹形図はさまざまな問題をかかえている。タイムスタディ（要介護認定基準時間）の結果では、「介護内容が不明で、実態とかけ離れ、不公平を孕（はら）んだものとなつて、不公平で説明不能な一次判定結果となつていて。「入浴」と「機能訓練関連」「問題行動関連」には、それぞれ〇分の人が四割、六割、八割もある。それをそのまま樹形モデルにかけ、このため最初の分岐から全部の枝葉に〇分の人が多く含まれてしまつていて。

これらの樹形図はすべて意味がないと指摘。とくにひとり暮らしのかたや「歩ける痴呆のお年寄り」の認定結果はいちじるしく軽く判定され、「特別な医療」の十二項目に該当している場合、要介護認定基準時間が加算されることになつていて、内蔵に機能障害があるために、日常生活が制限されている状態の内部障害には、加算されない等問題は多々。性能は三割位だ。実際の介護時間と合つてない「あみだくじのようなものだ」と。「こんな欠陥だらけのコンピュータ判定導入を厚生省はなぜ急いだのか」の質問に対しても、「社会福祉基礎構造改革の流れの中で、限度額を決め、それを超えたものの医療費を払わなくするためだ。アメリカではすでにやつていて」と強調しました。

社会福祉に営利資本導入への道を開き、管理のマニュアル化による効率主義、医療行為の標準化へと導いていく介護保険。コンピュータ判定の面でもその役割大きかつた。

最後に土肥氏は「それぞみさんが一人一人の状況をあてはめる手作業をおこなつて

欲しい。そのことによつて、訪問調査項目や中間評価項目得点の問題点も体で感じるとが出るし、「訪問調査のあり方、やり方への工夫」にもつながっていく。電卓でも簡単にできるのだ」と熱っぽく訴えました。以下要約して報告します。

(滝野 嘉津子)

※ 要介護認定基準時間、八五項目の認定調査票、中間評価項目、樹形図等本誌No.七四八（一九九九年一〇月一日号）参照。樹形図、中間評価項目得点、基本調査記入マニュアル（抜粋）等のコピーを送ります。希望者は実費（三百円）の切手同封封書で社会通話社に申し込んで下さい。

### 三 割 し か 判 定 は あ た つ て い な い

—土肥徳秀氏「コンピュータ判定は『全国一律不公平』」講演要旨—

状態が重くなると介護度が低くなる。その例の一つに、一回目時点では「両足でたつことができる」が「支えなしでできる」（どこかにつかまらなくとも立つていられる状態）だった。それが、第二回目時は「歩行」が「支えが必要」なつたら、「要介護1」が「要支援」に下がつてしまつた。

八五項目の調査項目はコンピュータソフトの樹形図で処理される。機能訓練関連行為の樹形図をみると、左下の「問題行動」の下、「両足での立位」「歩行」へと枝分かれの部分を、一回目の調査は、「両足での立位」は「できる」で右へ枝分かれ。次の「歩行」は「つかまればできる」で右側へ枝分かれ。ここで終わる。「九」分となる。

二回目の調査では「両足での立位」が、「支えが必要」になつた。ある意味で機能低下。すると左側に行き、「二」分。一回目の状態が良いときより、七分も少なくなつたのだ。

要介護認定等基準時間は一回目の最初の状態は三三分だった人なら「三〇分以上五〇分未満」で「要介護1」。二回目七分減つて二五分。「二五分以上三〇分未満」はギリギリで「要支援」となるのだ。要支援だと、現在、特養ホームに入所中の人は五年間後、老人保健施設とか長期療養型病床群あるいは介護力強化病院などに入っている人は、今年の三月三十一日で出なければならない。新たに申請される方は、入院入所できない。在宅でホームヘルプサービス等は受けられるのだが…。半年後に三回目の調査時は、いろいろ機能が低下して、実務が低下し、部屋の掃除ができなくなり、毎日の日課、たとえばホームヘルパーさんが週に三回訪問するがその曜日がわからなくなつてきた。すると医療関連行為で「居室の掃除」が「一部介助」から「全介助」に、「毎日の日課を理解」が「できる」から「できない」となる。自立となつてしまつたのだ。

医療関連行為の樹形図では「居室の掃除」が「自立」の時は左側へ行つて終わり、「四・二」。「居室の掃除」が「全介助」は右へ行き、「視力」は「普通」で左へ、次の「毎日の日課を理解」は「できない」で「一・六」。数字切り上げのルールで介護時間は「五」分が「三」分に。二分少なくなつて二十三三分。介護度は「自立」。状態が悪くなつて自立度が低下したのに「要支援」が「自立」になつてしまつた。「自立」は介護保険のサービスを受けられない。

理不尽な互い違い 排泄の樹形図の右下の「両足つかない座位」のところにもおかしなところがある。「両足つかない」というのは、たとえばベッドが高すぎてベッドの端に腰を下ろしたとき足の裏が床にがつかない、という状態の座り方。「これが支えがなくても座つていられる」あるいは「支えが必要」つまり「何かほかのもの、あるいは介助者の支えが必要」は排泄の樹形図では左に行く。「自分で支えれば可」、「支えがあつても前ズレを起こしてずつこけてきてしまつたり、横に倒れたりなどの、支えがあつても座つていられない」は右へ行く。この左右の分け方が道理に合わない。

「両足つかない座位」で自立度が高い順番を考えてみると、一番目は「できる」、二番目が「自分で支えれば可」、三番目が「支えが必要」、四番目が「できない」の順となると考えられる。

樹形図では、「一番目の「できる」と三番目の「支えが必要」が左。二番目の「自分で支えれば可」と四番目「できない」が右となつていて本当におかしいではないか。その下の「周囲への無関心」は「ときどきある」が左で、「ない」と「ある」が右、とさらにおかしくなる。

昨年五月の時点では、食事摂取の樹形図の真ん中の一番左端の「移乗」のところで、左側が「自立」と「一部介助」、右側が「見守りが必要」と「全介助」になり、理不尽な互い違いをおこして

いた。厚生省の介護保険制度施行準備室の担当者に例として三つだけ指摘したところ、厚生省はその三つだけ修正した。こうした理不尽な互い違いは、少なくとも八〇カ所以上ある。

「入浴」の樹形図について〇・二分（十二秒）となるグループ？あまりにも少ない時間に愕然とする。「入浴」の介護時間が〇・二分の人には、中間評価項目「身の回りの世話」の得点が二〇・三

点以下であるから、自立度はかなり低く、介護の必要度が高い人といえる。つまり、「身の回りの世話」一三項目のうち、ほとんどの項目で「一部介助」か「全介助」の人が、「入浴」の介護時間が〇・二分（十二秒）だ。身の回りのことができない人が、入浴の介護時間は一二秒は、どうみてもおかしい。樹形図では「移乗」が自立していない、また「洗身」が一部介助で、「身の回りの世話」が一部介助か全介助の人。乗り移りの介助や洗身の一部介助が必要な人。

ところで、「入浴の介護」とは施設や病院で提供された介護を調査したいわゆるタイムスタディのデータをもつてつくられた。このタイムスタディは、介護をコード化して調査。このコードによると、入浴介護は浴槽やリフトへの誘導、ストレッチャーと特殊浴槽や浴槽内リフトの間の乗り移り、車いすと浴槽内リフトの間の乗り移り、洗身の一歩介助あるいは全介助、浴室内の監視、リフトの操作など。浴室の中だけの介護。ここには、居室から浴室への移動や着替えなどの介護は含まれない。「移動」や「整容」の樹形図のほうに含まれている。介護時間は一日あたりの介護時間。入浴は普通一日に一回で、一回あたりの介護時間といえる。

### ○・二分のグループは八割以上が〇分だった！

入浴の介護時間が〇・二分のグループが三四人だった。うち実際の入浴介護時間が〇分の人が二九人いたのだ。三四人中二九人、八五%の人が〇分だったのだ。自立度が高く入浴介護の必要がない人、入浴させてはいけない人、たまたま発熱していて入浴できなかつた人だ。しかし調査の日が、自分の入浴日でなかつた人がかなり含まっていた。調査のタイムスタディは二日間。施設や病院では一人ひとりは毎日入浴していないので、二日間調べれば、そのうち一日は入浴日にあるだろうと考えた。ところが施設によつては週二回しか入浴できないところがあり、調査日に入浴日ではなかつた人が多く出た。コンピュータソフトの樹形図は、介護時間の分布が〇分の人が四割もいることを想定してはいない。極端に偏（かたよ）つた分布を前提にしていいないので。本来ならば「入浴介護が必要だが、入浴日ではなかつたため入浴介護が〇分であった人」は除いて分析しなければいけない。この手順をふんでいかつたのだ。

**「歩ける重度の痴呆」が判定「要支援」で施設入所できない** 痴呆度はIV（日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがひんぱんに見られ、常に介護を必要とする状態）、被害的・作話・暴言暴行・同じ話・常時徘徊・不潔行為等々は「ときどきあり」、外出して戻れない・一人で出たがる・收拾癖・火の不始末等々は「あり」の七十歳代後半の女性の例。中間評価項目第1群から4群は問題なく全部一〇〇点。第5群八五・九、第6群四七・一、第7群三六・五で、これららのデータを樹形図にいれてみると、介護時間の合計は二九分。判定「要支援」で施設入所できない。千葉県我孫子市は独自基準を作つたが、厚生省はこれに文句を言つてはいる。

**一次判定の性能は三〇点程度** 一次判定の仕組みがつくられたもとにになつた同じタイムスタディのデータ調査の結果をもつて確かめてみると…。三四〇三人中二六〇人は、基本調査項目のデータが一部欠けている。残りの三四三人について、一次判定のロジックで要介護度が割り出せる。その結果、一次判定の結果が、実際の介護時間から割り出された要介護度より低くなつた人が八六六人（二七・六%）、同じであつた人が九四八人（三〇・一%）、高くなつた人が一三二九人（四二・三%）三割しか実際の介護時間と合つていない。あみだくじみたいたいものだ。（文責編集部）

\*以上は、萌文（ほぶん）社刊『TEL』〩三—三三二一—九〇〇八（東京都千代田区富士見一五一一二モトビル）月刊誌『ゆたかなくらし』、単行本『全国一律不公平』（A4版一二七頁一四〇〇円十税）に図や資料が豊富で詳しい。いずれも土肥徳秀氏の論文で、文章も読みやすくお勧めの本。土肥氏は労災病院、筑波大学、東京都心身障害者福祉センター勤務を経て、現在在宅総合ケアセンター所長。都立戸山高校アメリカンフットボール部のチームドクター。知的障害者とともにケニヤで植林などボランティア活動。近年は施設・在宅の要介護高齢者の調査研究などで活躍。

### ◆読む、詠む、積ん読◆

## 『経営学』 小倉昌男著

昨年読んだ本の中に、「小倉昌男 経営学」（日経BP社）というのがある。私たちとは立場を異にするけれども、反面教師として、働いている会社や所属している労働組合に照らし合わせてみると興味深いものがある。

今日日本の企業や職場では、「リストラ競争」で「首切り」が当然であるがごとく、その前で立ちすくみ、結果として首切りを許している労働者・労働組合の姿がある。

本書の「あとがきで」は、リストラを口実とした安易な人員整理や首切りは、「人件費の削減にはなるが、戦力の低下を意味し、長期的には雇用を守り競争力を強めることが企業にとって重要事である」、「なぜなら、企業というものは社会的存在だからである」と。また、終章の「第一五章 経営リーダーの一〇の条件」は、私たち労働組合の指導部・リーダーにもあてはまるものがあると思う。たとえば「論理的思考」と「高い倫理観」、「時代の風を読む」、「戦略的思考」、「自立の精神」等々。

(M)

## ◇ 読者からのおたより ◇

**プロレタリア階級の復活** ウチの短大の就職も最悪です。考えたのですが、終身雇用と中産化の「夢」はもうなくなつてムキ出しの資本主義が復活し、新たに不安定なフリーランダーという名のプロレタリア階級が復活しつつあるということではないでしょうか。

(大学教員・K)

**編集部より** 連合の旗開きで労働大臣が「許せない」と声を荒げた。一つはNTTが新採用ゼロとしたこと、二つはニッサン合理化で地域に犠牲転嫁していると。

**暮らしに憲法を** 昨年は、二度にわたる「講演会」へおいでいただきましてありがとうございました。八八年以来、生で聞くことのできなかつた滝野節を七月、十一月と聞くことができとてもいい糧にすることができます。

今、地域でも職場でも憲法が生かされていないのではないかと思います。「民主主義」を絶対に守るためにも私が尊敬してやまない政治家、故鷲川虎三京都府知事の言葉が今こそ生かされる時です。「暮らしの中に憲法を生かそう」。

(神奈川・O)

**介護と暮らし** 若者はお元気ですか。私でよければいつでも参加させて。

(総合研究所勤務・O)

**護憲の花を咲かせる** 二〇世紀最後の年、護憲の花を咲かせなければならない年という決意をもつて新年を迎えました。きびしい情勢だからこそ、闘いを強化しなければならないでしょう。改憲の動きをつぶし、「平和の樹」を育てていきます。

(元教員・N)

**投稿できず、ごめん** なかなか投稿ができずにいますが、なまけ心がついたわけではありませんので、悪しからず。

(東京・Y)

**編集部より** 営業でアチコチ歩いた経済の現状、さらには多くの学習・講演会、集会に参加していらっしゃるようですから、ぜひぜひよろしく！

**意氣軒高**

賀状遅れてごめんなさい、当面「沖縄」を闘いの原点とすえて取り組みます。一月一九日、旭川憲法を生かす会の旗揚げです。本年も「社会通信」から元気をもらいますよ！(旭川・N)

(編集部より) 相変わらず全国ならぬ、全世界を歩いていらっしゃる。世界的視野から「護憲」運動にとりくんで。

**郵政生活もあと四五〇日**

政治家は相変わらず自分本位で、国民一人一人の生活や幸福、希望への関心は悪く、党や派閥、金権、地盤にしか目を向けず、私の政治不信はつのるばかりです。日本の平和は続いていますが、今も世界中で一〇〇〇万人もの難民が苦しんでいる現実や、昨年日本中で起きた子供殺しの事件を思うと、今こそ私たち一人一人が、何かをすべきではないか、と考えてしまうかもしれません。

私の郵政生活もゴールまで四五〇日余りとなりました。M町で一緒に飲んだ白髪です。(十二月三日)七日迄、東京虎ノ門に宿つてスポーツの地域作りの研究をしてきました。

(郵政労働者・S)

**編集部より** 噴してたSさんに、夏夜中、あのような所でお会いできるとは。「通信」のファンになつて！

**今年はファイト** 友人のAさんが十一月に亡くなり、少々気落ち。今年はファイト。(埼玉・O)

編集部より Aさんお亡くなりになつたの。知らなかつた。元気なくしていたわけ分かりました。Aさんの分までがんばつて。